

～不在者投票の適正な管理執行について～

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙において、入所者の不在者投票を装って投票した疑い（投票偽造罪〔公職選挙法第237条〕）で県内介護施設の職員が有罪判決を受けるという大変残念な事件が発生しました。事件に関わった施設長には、罰金50万円の略式命令が下されています。

県内では平成19年にも同様の事例が発生しており、当該事件は、選挙の公明性や信頼性を損なうものと言わざるを得ません。

今後とも不在者投票管理者の皆様におかれましては、引き続き不在者投票の適正な管理執行に努められるとともに、実施にあたっては以下の事項について特に注意してください。

- ① 投票用紙等は、選挙人（入院患者、入所者）の投票を行いたいという意思を確認の上で請求し、投票を行う意思のない選挙人の投票用紙等については請求しないこと。
- ② 請求はしたが、本人の意思の変更、退院、退所等により貴施設において投票がされなかった場合、必ず請求先の市区町村選挙管理委員会へ投票用紙等を返還すること。
- ③ 投票を記載する場所での候補者の氏名等の掲示はできないが、投票を記載する場所以外で便宜供与として候補者の氏名等を周知する場合には、愛知県公報における立候補者の告示や選挙公報を提示するなど極力公平な方法で行うこと。
その際には、特定の候補者を修飾したり、印を付したものを見せてもらわないこと。
- ④ 投票用紙を入れる内封筒及び外封筒は必ず選挙人が封をするものであり、投票管理者や投票立会人等、選挙人以外の者は絶対に封をしないこと。
また、一度封じた封筒は開かないこと。
- ⑤ 不在者投票事務に従事する職員はもちろんのこと、全職員に対し制度の趣旨を踏まえた適切な対応を行うよう周知を図ること。

公職選挙法（抄）

（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）

第237条 選挙人でない者が投票をしたときは、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

- 2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。
- 3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 (略)